

国民年金加入の方に 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が届きます

年末調整・確定申告まで大切に保管を!

平成25年中に国民年金保険料を支払った方が、確定申告または年末調整の際に社会保険料控除を受けようとする場合、国民年金保険料を納付したことを証明する書類を、申告書などに添付しなければなりません。

このため、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構より発行されます。

※再交付は控除証明書専用ダイヤルで申請できますが、届くまで一週間ほど時間がかかりますのでご注意ください。

対象者および発送時期

平成25年1月1日から9月30日までの間に保険料の納付があった方には、11月上旬に日本年金機構より控除証明書が発送されます。なお、10月1日から12月31日までの間にはじめて保険料を納付された方については、平成26年2月上旬に控除証明書が発送されます。

控除証明書専用ダイヤル

☎ 0570-070-117
(ナビダイヤル)

(IP電話・PHS電話からは、03-6700-1130)

◆受付期間 11月1日(金)～平成26年3月14日(金)

◆受付時間

月曜日：午前8時30分～午後7時
火曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日：午前9時30分～午後4時

月曜日が休日の場合は火曜日は午後7時まで受付
※祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を納付したときは、納付した方がその保険料額を申告することができます。

お問い合わせは、控除証明書専用ダイヤルまでお願いします。

◆問い合わせ先
市民課 国保年金係
☎ 33-11111(内線125/127)

健康づくりシリーズ

健康づくり① 100万回のハグよりも、2回のはしかワクチンを

◆麻疹風しん予防接種、接種率95%が目標

国は平成19年に「麻疹に関する特定感染症予防指針」を掲げ、平成27年までに麻疹排除を達成することを目的に、麻疹風しん予防接種率95%を目標にしています。

市でも、新生児訪問、乳幼児健診、就学時保健指導などの機会に、予防接種の受け方や接種の必要性について、保護者の方にお伝えしています。

◆はしかワクチンの接種は1歳になって1回、小学校入学前の1年間にもう1回

感染力の強いはしか(麻疹)は、空気を介して人から人へうつるため、手洗いやマスクだけでは予防できません。かかっても特効薬はありません。

ワクチンの接種だけが、感染を防ぐただ一つの方法です。

十分な免疫をつけるためには、2回の接種が必要です。

◆成人の風しん予防接種費用の助成を行っています

本宮市では、平成25年9月から、妊娠を希望している女性、妊婦の夫を対象に、風しん予防接種費用の助成を行っています。接種前に抗体検査を行い、接種が必要と判断された場合には助成が受けられます。

なお、平成25年4月から8月までに接種を受けた方も対象となりますので、詳しくは保健課までお問い合わせください。



◆問い合わせ先
保健課(えぼか内) 健康増進係
☎ 63-2780

◆風しんの予防接種は、未来の赤ちゃんを守ります

妊婦、とくに妊娠初期の女性が風しんにかかると、赤ちゃんにも感染し、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気があ、発達がゆっくりしているなど「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。平成24年から風しんが流行しており、平成24年10月から平成25年8月25日までに、全国で17人の先天性風しん症候群の患者が報告されています。

麻疹風しん予防接種を受けることは、子どもたちがいずれ大人になり、命が次の世代に安心して引き継がれるために大切です。今の子どもたちを守るためにも、将来の子どもたちを守るためにも、麻疹風しん予防接種をきちんと接種することが必要です。

健康づくり② 乳幼児定期予防接種変更のお知らせ

平成25年11月1日から『小児用肺炎球菌ワクチン』の接種が変更になります。

	平成25年10月31日まで		平成25年11月1日以降
ワクチン名	プレベナー (沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン)	→	ワクチン名 プレベナー13 (沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン)
予防効果	7種類の肺炎球菌に対する予防効果		予防効果 13種類の肺炎球菌に対する予防効果

接種スケジュールは同様に変更ありません

標準的なスケジュール

初回接種：生後2月以降に、27日以上の間隔をおいて3回
追加接種：生後12月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回
※ただし、初回2回目の接種は、生後13月に至るまでに接種し、それを超えた場合は行えません(追加接種は実施可能)
※接種開始年齢によってスケジュールが違います

●現在、「プレベナー」を接種している方で接種完了していない方
11月1日以降は残りの回数分を「プレベナー13」で接種するようになります。

◆問い合わせ先
保健課(えぼか内) 健康増進係
☎ 63-2780

●既に「プレベナー」で接種完了している方さらに受ける必要はありません。
ただし、任意接種として受けることは可能です。海外の研究で、接種完了後8週間以上経過した後に、「プレベナー13」を接種した場合、追加6種類に対する抗体は上昇するとされています。
※定期接種とはなりません。
ご不明な点は保健課(えぼか内)までお問い合わせください。

国保からのお知らせ

知っておきたい国保のポイント



国民健康保険への加入は届け出が必要です。自動的に切り替わることはありません!

国保をやめる時も届け出が必要です。自動的に喪失にはなりません!

国保に加入する届け出が遅れると...

国保を抜ける届け出が遅れると...

・社会保険等を脱退した月にさかのぼって課税されるため、負担金額が高額になります。

・国保資格がないのに国保の保険証を使用した場合、本宮市で負担した医療時を後で返していただきます。

・医療機関受診時は、全額自己負担となります。(どの健康保険にも加入していない状態のため)

・国保の保険税とほかの健康保険料の両方も支払ってしまうことがあります。